

ホルムアルデヒド検出に係る損害賠償請求について

平成 24 年 12 月 26 日
我孫子市水道局
電話 04-7184-0114

本年 5 月下旬に北千葉広域水道企業団の北千葉浄水場において高濃度のホルムアルデヒドが検出され、江戸川からの取水を停止したことに伴い、本市の水道が長時間にわたり断水した事故について、原因物質のヘキサメチレンテトラミンの排出事業者である DOWA ハイテック(株)と損害賠償について、話し合いを行ってきました。

しかし、合意には至らなかったため、1 都 4 県の水道事業者並びに北千葉広域水道企業団及びその構成団体と同時に、DOWA ハイテック(株)に対して、損害賠償請求を行いました。

- 1 請求の相手方 埼玉県本庄市^にて手1781
DOWA ハイテック株式会社
- 2 請求日及び履行期限
請求日 : 平成 24 年 12 月 26 日 (水)
支払期限 : 平成 25 年 1 月 18 日 (金)
- 3 請求額 5,727,776 円
- 4 請求額の内訳
応急給水費用、人件費
- 5 請求の根拠
民法 709 条の不法行為に基づく損害賠償請求

同時に請求を行った水道事業者

茨城県企業局、群馬県企業局、埼玉県企業局、千葉県水道局、東京都水道局、北千葉広域水道企業団、松戸市、野田市、柏市、流山市、習志野市、八千代市